

災害発生時における物資輸送に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）、アマゾンジャパン・ロジスティクス株式会社（以下「乙」という。）及びヤマト運輸株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時における物資輸送に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、徳島県内において南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生時（以下「災害発生時」という。）において、徳島県内の避難生活の長期化が予想される避難所（以下「避難所」という。）に対して次条に定める「ほしい物リスト」サービスを介して支援される物資を輸送することについて基本的な事項を定めることを目的（以下「本目的」という。）とする。

第2条（支援物資の定義）

本協定における「支援物資」とは、災害発生時において、乙の関連会社がAmazon.co.jp内に徳島県内の避難所に係る「ほしい物リスト」に関する特設ページの開設を支援し、Amazon.co.jpの利用者がその特設ページから商品を購入した場合に、当該利用者を支援者として甲所定の避難所に配送される荷物をいう。

第3条（本協定における取組）

本協定における取組の内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、災害発生時に、乙及び丙が支援物資の輸送に使用する車両に対して、緊急通行車両確認標章、緊急通行車両確認証明書及び災害派遣等従事車両証明書（以下「緊急通行車両証等」という。）を速やかに発行する。
 - (2) 甲は、支援物資の輸送を円滑に行うために、甲が保有する「災害時情報共有システム」内の必要な情報を乙及び丙に対して提供する。
 - (3) 乙は、乙の保有するフルフィルメントセンター及び関連施設（以下「フルフィルメントセンター等」という。）において、支援物資を特別に仕分け、丙が指定する車両に積載する。
 - (4) 乙又は丙は、支援物資の輸送にあたり、必要に応じて、支援物資の一時保管場所（以下「一時保管場所」という。）を確保するものとし、甲はこれに協力するものとする。
 - (5) 丙は、緊急通行車両証等を利用して、フルフィルメントセンター等又は一時保管場所から、支援物資を徳島県内の避難所（状況によっては一次・二次集積所）まで輸送する。
 - (6) 甲、乙及び丙は、本目的を達成するために必要な情報共有に努めるものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を共有するものとし、これに変更があった場合、速やかに連絡するよう努めるものとする。
- 3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲、乙及び丙は、三者で適宜協議を行い、合意した取組を随時実施することができるものとする。

第4条（費用）

前条に基づく乙及び丙の取組のうち、災害救助法（昭和22年法律第118号）に規定する災害救助費として計上できる経費については甲が支弁する。

- 2 前項に定める災害救助費とは別に、甲、乙及び丙のそれぞれの取組において、費用が生じた場合は、その取扱いについて協議するものとする。

第5条（本協定の公表）

甲、乙及び丙は、本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合には、あらかじめ、その時期、方法及び内容等について、別途甲乙丙協議の上、決定しなければならない。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し、本協定を更新しない旨の書面による通知がなされない限り、本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。いずれの当事者も、事由のいかんを問わず、本契約の期間中であっても、解約日の1か月前までに他の当事者に書面により予告することにより、本協定を解約することができるものとする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、誠実に甲乙丙協議して解決を図ることに努める。

以上、本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年7月7日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地

徳島県

徳島県知事

乙 東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

アマゾンジャパン・ロジスティクス株式会社

代表取締役社長

丙 東京都中央区銀座二丁目16番10号

ヤマト運輸株式会社

代表取締役社長